

# 公民館の施設使用料を改定します

夙川公民館をご利用のみなさまへ

令和7(2025)年1月

日頃より公民館をご利用いただき誠にありがとうございます。

市の施設は、利用者のみなさまの使用料と市民のみなさまの市税により管理・運営されています。本市では、施設使用料に関して「負担の公平性」「透明性の確保」「定期的な見直し」の観点から「西宮市施設使用料指針」を策定しており、3年ごとに施設使用料を再計算した上で必要に応じて見直しをすることとしております。

令和4年度が見直しの時期だったところ、新型コロナウイルス感染症等の影響により見直しを先送りしておりましたが、このたび公民館使用料について、以下のとおり改定することといたしました。

今後も、より多くのみなさまに利用していただける施設を目指して経費節減等に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

※「西宮市施設使用料指針」は、市ホームページ(ページ番号:19981493)をご確認ください。

また、施設を利用するみなさまに、施設の管理・運営に必要な維持管理経費や利用状況などを知っていただくための資料を掲示しております。



## 記

### 1. 改定時期

令和7年10月1日利用分より、新料金が適用されます。

### 2. 改定内容

単位(円)

夙川公民館	改定前使用料	改定後使用料	夙川公民館	改定前使用料	改定後使用料
講堂	2,300	2,800	第3集会室	200	200
第1集会室	350	450	和室	500	650
第2集会室	350	500	実習室	450	450

※使用者が本市住民以外の者の場合、本表に規定する額の倍とします。

以上

【使用料の改定内容について】 市民文化施設課 電話(0798)35-3429 (月~金曜日 9:00~17:00・祝日は除く)	【施設使用料指針について】 財政構造改善推進課 電話(0798)35-3475 (月~金曜日 9:00~17:00・祝日は除く)
--	---